

法人税法

本試験問題

〔第一問〕問1 (1)

問1 法人税法上の収益計上時期及び収益の額について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。

- (1) 法人税法第22条の2に規定する資産の販売若しくは譲渡又は役務の提供に係る収益の計上時期及び収益の額について、簡潔に説明しなさい。

〔第一問〕問2 (1)

問2 食品製造業を営む内国法人であるE社（3月末決算の株式会社）の当期（令和3年4月1日～令和4年3月31日）の税務上の処理について、次の(1)～(3)の間に答えなさい。

- (1) E社は、関連法人でない取引先のF社との間で、加工食品である製品aを2年間継続して販売する契約を締結した。E社は、製品aの販売に当たり、製品aの名称が表示された専用の陳列棚を広告宣伝のためにF社に贈与した。この陳列棚は、E社が150,000円で取得したものであり、E社は、取得時に支出した150,000円を雑費として費用に計上している。

このE社が行った陳列棚の贈与に係る税務上の処理について、その法的な理由を付して簡潔に説明しなさい。

〔第二問〕問1 (2) ① イ

① 当社とC社との取引

イ 当社は、令和3年4月20日にC社に対して、資金繰り支援のために5,000,000円の金銭の贈与を行い、雑損失として処理している。

〔第二問〕問1 (2) ① ロ

ロ 当社は、令和3年7月9日にC社に対して、製造部門拡充のために機械装置eの譲渡を行い、C社は同日中に設置後、直ちに事業の用に供している。機械装置eの譲渡価額は23,000,000円（税務上適正額）であり、当社における機械装置eの譲渡直前の帳簿価額は25,400,000円であったことから、当社は2,400,000円を当期の売却損として処理している。

なお、当社はC社に対して機械装置eにつき譲渡損益調整額の戻入れ計算について簡便法の規定を適用する旨を通知している。また、C社からは機械装置eに適用する耐用年数は5年である旨の通知を受けている。

〔第二問〕問1 (2) ② イ

② 当社とD社との取引

イ 当社は、令和3年12月16日にD社に対して、支店用地とするために一団の土地Fの譲渡を行った。土地Fの譲渡価額は13,000,000円（税務上適正額）であり、当社における土地Fの譲渡直前の帳簿価額は8,000,000円であったことから、当社は5,000,000円を売却益として処理している。

TAC予想問題

●直前予想答練 第1回〔第一問〕問2

問2 製造業を営む内国法人である株式会社D社は、以前より事業の用に供していた土地建物を不動産会社に譲渡した。当該土地建物の譲渡については、X1期の3月30日に譲渡契約を締結すると同時に契約の効力が発生し、X2期の4月5日に引き渡しを行っている。

これに関し、D社が当該土地建物の譲渡に係る収益の額につき益金の額に算入すべき事業年度に関する考え方について、根拠となる法人税法第22条の2に係る規定とともに説明しなさい。

●実力完成答練 第2回〔第一問〕問2 設問1

問2

製造業を営む内国法人甲株式会社（期末資本金の額は3億円である。以下「甲社」という。）は当期（自令和3年4月1日至今令和4年3月31日）中に製造した甲社の社名入りの陳列棚5個（陳列棚は1個ずつ独立して使用するものであり、1個製造するために原材料費、労務費及び経費の額135,000円を要し、甲社は当該金額を陳列棚の取得価額としている。）を令和3年8月1日に取引先である内国法人乙株式会社（期末資本金の額は1億円、株主は期末資本金の額が8億円である丙社のみである。以下「乙社」という。）に贈与した。なお、乙社では数年にわたってこの陳列棚を使用する予定である。陳列棚の耐用年数は8年、定率法償却率は0.250、改定償却率0.334、保証率0.07909である。

この場合において次の各問に答えなさい。

設問1

- (1) 繰延資産の意義及び範囲を答えなさい。
(2) 甲社は当該贈与に関し、贈与した陳列棚5個の取得価額相当額である675,000円を贈与費用として費用に計上している。この場合における甲社の当期の所得金額の計算上、損金の額に算入される金額について規定を述べたうえで説明しなさい。
なお、明細書の添付について触れる必要はなく、選択可能な処理方法が複数ある場合には、当期の所得金額が最も少なくなる方法によるものとする。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問3

(2) 寄附金に関する事項

当期の8月に、甲社の取締役の長女が通う私立の学校法人である音楽大学に、甲社から1,000,000円の寄附を費用に計上している。なお、甲社の事業は当該音楽大学とは関係はなく、大学からの証明書には取締役の氏名が記載されている。

また、当期の10月に、戊社に対し、資金援助を目的に12,000,000円を支出し費用に計上している。

●上級演習 第8回 問1

〔資料1〕K社との取引に関する事項

甲社は、当期において、K社に対して次の資産をそれぞれ譲渡している。

- (1) 令和3年7月10日、有していた機械装置（譲渡直前帳簿価額10,000,000円、時価13,500,000円）を10,000,000円で譲渡したため、譲渡損益は計上されていない。K社はこの機械装置を同年9月から事業の用に供し、令和4年3月末現在、使用中である。K社は機械装置の償却方法として定額法を選択しており、耐用年数は6年として償却限度額相当額を損金経理した。

●実力完成答練 第5回〔第二問〕問1

(2) 丙社との取引に関する事項

甲社は、丙社に対し、当期の2月1日に甲社が従来から所有し事業の用に供していた土地F（譲渡直前の帳簿価額38,000,000円、譲渡時の価額50,000,000円）を50,000,000円で譲渡し、帳簿価額との差額を利益に計上している。なお、譲渡経費570,000円は費用に計上している。

また、丙社は取得した土地につき、工場用地として事業供用する見込みである。

〔第二問〕問 1 (3)

- (3) 次の【資料 3】に基づき、当社の当期における税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・社外流出の別）及びその計算過程を記載しなさい。
- なお、資料に記載された内容以外の事項については考慮せず、処理方法が複数ある場合には、納税者が最も有利となる方法を選択しなさい。

【資料 3】

- ① 当社の当期末の貸借対照表に計上されている債権等の内訳及び留意すべき事項は、次のとおりである。
- イ 売掛金97,000,000円
- (イ) H社に対する売掛金が7,000,000円あるが、同社に対する買掛金が8,000,000円ある。
- (ロ) I社に対する売掛金が3,000,000円ある。
- (ハ) J社に対する売掛金が2,400,000円ある。なお、同社は令和4年3月7日に破産法による破産手続開始の申立てを行っている。
- ロ 受取手形35,000,000円
- H社に対する受取手形が1,500,000円ある。
- ハ 貸付金26,000,000円
- J社に対する貸付金が1,080,000円ある。
- ニ 未収入金8,600,000円
- (イ) 公社債の未収利子が10,000円ある。
- (ロ) 仕入割戻しの未収金が3,000,000円ある。
- ホ 仮払金1,000,000円
- (イ) 概算払いした旅費が700,000円ある。
- (ロ) 従業員に対する給料の前払いが300,000円ある。
- ヘ その他の事項
- I社は、令和2年6月5日に民事再生法による再生手続開始の申立てを行っていたが、令和3年9月14日に再生計画認可の決定が行われた。これにより同社に対する売掛金の全額が切り捨てられることとなったが、経理担当者の失念により当社は何ら会計処理をしていない。

●全国公開模試〔第二問〕問 1 問 3

- 問 3 【資料 3】に基づき、当期における税務上調整すべき金額を計算しなさい。なお、解答は、税務上調整すべき金額（加算・減算の別及び留保・流出の別に応じ、所定の箇所に記載すること。）及びその計算過程を記載することとし、処理方法が複数ある場合には、当期の法人税額が最も少なくなる方法を用いなさい。

【資料 3】債権に関する事項

- (1) 当期末貸借対照表に記載された債権等のうち、検討すべき項目は次のとおりである。

(単位：円)

資産の部	
科目・金額	備考
受取手形 250,000,000	① 売掛金について取得した先日付小切手1,000,000円が含まれている。 ② 裏書取得した手形3,000,000円が含まれている。 ③ ①②以外はすべて一括評価金銭債権に該当する。
売掛金 550,000,000	① 戊社に対する売掛金7,000,000円が含まれている。なお、戊社は令和4年3月に再生計画認可の決定を受け、債権の全額が切り捨てられることとなったが、当社では、前期に計上した個別貸倒引当金5,000,000円（税務上の限度額は3,500,000円である。）を戻し入れて収益計上したほか、何も処理を行っていない。 ② ①以外はすべて一括評価金銭債権に該当する。
未収入金 12,959,160	内訳は次のとおりである。 ① 仕入割戻しの未収金300,000円。 ② 雇用保険法の規定に基づき交付を受ける給付金の未収金2,000,000円。 ③ J社に対し、当社が売買目的有価証券として保有していた株式を当期に譲渡した際の未収金10,500,000円（時価相当額）。なお、譲渡原価10,200,000円との差額は譲渡益に計上している。 ④ 庚社の未収配当159,160円。当社は庚社の発行済株式の16%を数年来保有している。配当の効力発生日は令和4年3月25日であるが、当期末において入金されておらず、配当の額200,000円を収益に、源泉所得税40,840円を費用にそれぞれ計上している。
未収収益 10,000	辛社に対する貸付金の未収利子である。
短期貸付金 40,000,000	① 辛社に対する貸付金7,500,000円が含まれている。 ② ①以外はすべて一括評価金銭債権に該当する。